

【脳卒中对策に求められる医療機能】

	【予防】	【救護】	【急性期】		【回復期】	【維持期】	
機能	発症予防	応急手当 病院前救護	救急医療 (超急性期の脳卒に対応(t-PA 静注療法施設基準を充たす)機能)	救急医療 (t-PA 静注療法以外の脳卒中救急医療の機能)	身体機能を回復させる リハビリテーション	日常生活への復帰及び維持のためのリハビリテーション	《在宅療養》 生活の場での療養支援
ポイント	・脳卒中の発症を予防すること	・脳卒中の疑われる患者が、発症後3.5時間以内に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること ・発症後 3.5 時間を越える場合でも、できるだけ早く、専門的な診療が可能な医療機関へ搬送すること	・患者の来院後 1 時間以内(発症後 4.5 時間以内)に専門的な治療を開始すること(血管内治療など高度に専門的な治療を行える施設では、発症後 4.5 時間を越えても高度専門治療の実施を検討すること) ・廃用症候群や合併症の予防、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること	・患者の来院後 1 時間以内に基本的な治療を開始すること ・廃用症候群や合併症の予防、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること	・身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること ・再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること	・生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び(日常生活の)継続を支援すること ・再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること	・患者が在宅等の生活の場で療養できるよう、介護・福祉サービス等と連携して医療を実施すること ・最期まで在宅等での療養を望む患者に対する療養を行うこと
医療機関等に求められる事項	①高血圧症、糖尿病、脂質異常症、心房細動、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理ができること ② 突然の発症時に、本人、家族、患者等に対する教育、実地指導を行うこと ③ 突然の発症時に、急性期に医療機関へ搬送すること、急性期に急性期に医療機関へ搬送すること、急性期に急性期に医療機関へ搬送すること	(本人及び家族等周囲にいる者) ① 発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと (救急救命士等) ① 地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコルに沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を行うこと ② 急性期医療を担う医療機関へ発症後すみやかに搬送すること(発症後3.5時間以内の搬送が可能な場合、組織プラスミン、アクチベータ(t-PA)の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能な医療機関に搬送すること)	①血液検査や画像検査(X線検査、CT検査、MRI検査、超音波検査)等の必要な検査が24時間実施可能であること ② 脳卒中が疑われる患者に対して、専門的な診療が24時間実施可能であること ③ 適応のある脳梗塞症例に対し、来院後1時間以内(発症後4.5時間以内)に、t-PAの静脈内投与による血栓溶解療法が確実に実施可能であること ④ 外科手術及び血管内手術が必要と判断した場合には来院後2時間以内の治療開始が可能であること ⑤ 呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること ⑥ リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、言語聴覚療法、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること ⑦ 回復期(あるいは維持期)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ⑧ 回復期(あるいは維持期)に、重度の後遺症により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと ⑨ 脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供すること	①血液検査や画像検査(X線検査及びCT検査又はMRI検査)等の必要な検査が24時間実施可能であること ② 脳卒中が疑われる患者に対して、基本的な診療が24時間実施可能であること ③ ISLS(Immediate Stroke Life Support 脳卒中初期診療法)コースを修了した者若しくは同等の能力を有する者又は脳卒中専門医がいること ④ 外科手術及び脳血管内手術が必要と判断した場合には来院後2時間以内の治療開始が可能であること ⑤ 呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること ⑥ リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること ⑦ 回復期(あるいは維持期)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ⑧ 回復期(あるいは維持期)に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと ⑨ 脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供すること	①再発予防の治療(抗血小板療法、抗凝固療法等)、基礎疾患・危険因子の管理ができること ② 失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること ③ 抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること ④ 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画を共有していること ⑤ 一過性脳虚血発作を含む脳卒中再発について医療スタッフが理解し、発見と共に速やかに救急搬送を要請できること	①再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理が可能であること ② 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること ③ 抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること ④ 介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスの調整すること ⑤ 回復期(あるいは急性期)の医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ⑥ 一過性脳虚血発作を含む脳卒中再発について医療スタッフが理解し、発見と共に速やかに救急搬送を要請できること	①再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること ② 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること ③ 通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること ④ 回復期(あるいは急性期)の医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ⑤ 診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ⑥ 介護支援専門員と連携し居宅介護サービスを調整すること ⑦ 認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等自宅以外の居宅においても在宅医療を実施し、希望する患者にはこれらの居宅で療養を行うこと
連携	発症から治療開始までの時間短縮		医療施設間における診療情報・治療計画の共有		在宅等での生活に必要な介護サービスの調整		

【脳卒中対策の連携体制】

